

クラウド・サービス事業者の著作権侵害責任 — 日米の判例比較 Cloud Service Providers' Copyright Infringement Liability — Comparison of Case Laws Between Japan and the U.S.

I. パーソナル・ロッカー型のクラウド・サービス事業者の責任

1. 事業者のサーバへのユーザによるアップロードは複製権侵害か？

(1) 条文

パーソナル・ロッカー型サービスでは、まずユーザがコンテンツを事業者のサーバにアップロードするのが複製権を侵害しないかが問題となる。著作権者は複製権を専有するため（著作権法 21 条、以下条文番号のみ記す場合は著作権法の条文を表す）、著作権者の許諾なしに著作物を使用するには「権利制限規定」のいずれかに該当しなければならない。このサービスに該当しそうな権利制限規定は「私的複製」で（30 条）、ユーザが私的に行う複製はこの私的複製に該当するが、事業者が複製行為を行う場合は「私的」ではないから、権利制限は働かずに原則どおり違法になる。そこで、ユーザがコンテンツを事業者のサーバにアップロードした場合、複製の主体はユーザなのか事業者なのかが問題になる。

(2) 判例

パーソナル・ロッカー型サービス事業者が複製権侵害で訴えられた訴訟で、日本では MYUTA、ロクラク II 両事件とも事業者が複製の主体であると認定され、侵害責任を問われた。米国ではケーブルビジョン、MP3Tunes 両事件とも複製の主体がユーザであるとされ、事業者の侵害責任は否認された（表 1 参照）。

表 1. パーソナル・ロッカー型クラウド・サービス事業者による複製権侵害責任の日米比較

日		米	
MYUTA	×	ケーブルビジョン	○
ロクラク II	×	MP3Tunes.com	○&×*

×侵害 ○非侵害

*削除要請に応じて削除したものは○、削除しなかったものは×

2. ユーザーがダウンロードする際に公衆送信が行われているのか？そもそも公衆の定義は？

(1) 条文

次にユーザがコンテンツをダウンロードする際、事業者からコンテンツが送信されるが、それが公衆送信権を侵害しないかが問題となる。ここでも行為主体がユーザであれば公衆送信権侵害にならないが、事業者であれば公衆送信権侵害となるからである。

著作権者は「公衆送信」（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する（23 条）。「自動公衆送信」は公衆からの求めに応じ自動的に行う公衆送信である（2 条）。「送信可能化」は自動公衆送信し得るようにすることで（2 条）、サーバにファイルをアップロードして、誰でもダウンロードできるように設定するような行為もここに含まれる。「公衆」には特定かつ多数の者を含む（2 条）。そして、不特定かつ少数、不特定かつ単数の者も「公衆」となりうるかと解されている。

ユーザからのアップロードは特定のプロバイダあての 1 対 1 の送信なので、公衆送信にはならない。しかし、ダウンロード行為（プロバイダから見た場合は、プロバイダからユーザへのデータの送信）は 1 対 1 の通信であっても、プロバイダから見れば、ユーザは不特定なので、公衆送信になる。つまり、パーソナル・ロッカーのようなサービスを提供する事業者は、公衆送信をしていることになり、著作権者の許諾を得ていないコンテンツであれば公衆送信権を侵害することになる。

(2) 判例

日本では MYUTA、まねき TV 両事件とも事業者が公衆送信権侵害責任を問われたが、米ケーブルビジ

ョン事件では日本の公衆送信権にあたる公の実演権侵害とはならなかった。

まねき TV 事件と上記 I で紹介したロクラク II 事件は、海外に住む日本人に日本のテレビ番組を録画して転送するというニッチなサービスである。利用行為の主体もユーザか事業者か、かなり微妙である。現に知財高裁は、まねき TV、ロクラク II 両事件とも、行為主体はユーザであるとして、著作権侵害を否認した。このため、カラオケ法理の呪縛からようやく解き放たれるのではとの期待がかかった。しかし、その期待も最高裁の逆転判決で裏切られた（表 2 参照）。

表 2. パーツナル・ロッカー型クラウド・サービス事業者による公衆送信権侵害責任の日米比較

日		米	
MYUTA	×	ケーブルビジョン	○
まねき TV	×		

×侵害 ○非侵害

II. コンテンツ共有型のクラウド・サービス事業者の責任

1. ユーザが違法コンテンツをアップロードした際に事業者が著作権侵害を問えるか？

(1) 条文

コンテンツ共有型サービスでは、ユーザが違法コンテンツをアップロードした際の事業者の著作権侵害が問題となる。プロバイダの損害賠償責任を制限した日本のプロバイダ責任制限法 3 条 1 項は、事業者が他人の権利が侵害されていることを知っていた時、あるいは知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある時、でなければ事業者は賠償責任を負わない。米国のデジタルミレニアム著作権法 (DMCA) でも侵害行為を具体的に認識していたか、侵害行為が明らかにわかるような状況を認識していないかぎり免責される。

個別の侵害行為について知らない場合、日本では知ることができたと認めるに足る相当の理由があるかが問題となり、米国では明らかにわかるような状況を認識していたかが問題となる。いずれも侵害の蓋然性の認識が鍵を握るが、蓋然性の認識の判定基準が日米の裁判所では異なる。

(2) 判例

日本の TV ブレイク事件では、違法コンテンツがアップロードされる蓋然性が高かったことなども理由に事業者が複製権侵害の主体であるとされた。米国では YouTube、MP3Tunes.com 両事件とも侵害行為が蔓延していることを認識しているだけでは不十分だとされた。事業者は侵害についての高いレベルの認識がないかぎり免責される（表 3 参照）。

表 3. コンテンツ共有型クラウド・サービス事業者の責任の日米比較

争点	日	米	
	TVブレイク	YouTube 地裁*	MP3Tunes.com
プロバイダとしての責任	有	無	ほぼ無
違法情報の発信者か？	Yes	No	No

*高裁から差し戻されて再審理中

2. 侵害行為の主体とされた事業者は違法コンテンツの発信者にも該当するのか？

日本のプロバイダ責任制限法 3 条 1 項は、ただし書きで「プロバイダが侵害情報の発信者に該当する場合は免責されない」と定めている。TV ブレイク事件では、事業者は複製権侵害責任を問われただけでなく、侵害情報の発信者であると認定され、損害賠償責任を免責されなかった（表 3 参照）。

III. クラウド・ビジネスの法的リスク

1. 日本

以上のとおり、クラウド・サービスに伴う著作権問題が不透明なことから、文化庁は「クラウド・コンピューティングと著作権に関する調査研究」を実施。2012年1月に報告書（以下、「報告書」）をまとめ、「クラウド・サービス」に固有の問題はないとして、著作権法の改正は必要でないと結論づけた。しかし、「関係者ヒヤリングではMYUTA事件、まねきTV事件、ロクラクII事件判決がクラウド・サービスへの影響を懸念する見解が多く示された」と指摘しているとおおり、懸念が完全に払拭されたかどうかは疑問である

(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h23_shiho_06/pdf/shiryo_4.pdf)。

間接侵害については、現在、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で検討中であるが、関係団体のヒヤリングでも「現在、多くの判例によって専門家による評釈が乱立している。このような状態が新規サービスに対するちゅうちょや萎縮効果をもたらしていることを認識してほしい」として、こうした萎縮効果を軽減するため間接侵害を明文化してほしいと要望が出されている(<http://japan.cnet.com/news/business/35021532/>)。

2. 米国

今年に入って、米テレビ局のビジネスモデルを揺るがすような二つのサービスが相次いで登場した。一つはベンチャー企業をはじめた、まねきTVのクラウド版のようなサービス。もう一つは衛星放送テレビ局をはじめた、自動広告飛ばし機能付きのデジタルビデオレコーダー（以下、“DVR”）である。いずれもケーブルビジョン判決に依拠して、複製の主体をユーザであると主張できるようなビジネスモデル採用した。テレビ局のビジネスモデルを根底から揺るがしかねない新サービスに対して、予想どおり、テレビ局が訴訟を提起した。しかし、裁判所は仮差止め申請については2件とも却下した。

ケーブルビジョン判決がクラウドサービスに与えた影響は、マクロ経済的にも計量されている。バード・ビジネス・スクールのジョッシュ・ラーナー教授は、「著作権政策の変化がベンチャー・キャピタルのクラウド投資に与える影響について」と題する論文を発表した。教授は判決後、米国ベンチャー・キャピタルのクラウド・コンピューティング企業への投資が、EUと比較しても高い増加率を示したことから、判決が投資やイノベーションに大きなインパクトをもたらしたと結論づけている（参考文献）。

IV. 日本法への示唆

以上から、①間接侵害責任の明確化と直接侵害責任の制限 ②DMCA型セーフハーバー規定の導入 ③公衆概念の限定（パーソナル・ロッカー・サービスでも事業者が「公衆送信行為」をしていると見なさない） ④フェアユース規定の導入 ⑤パロディの合法化 などを早急に検討すべきである。

参考文献

・ Josh Lerner, Chris Borek, Laurits R. Christensen and Greg Rafert, *Lost in the Clouds: The Impact of Copyright Scope on Investment in Cloud Computing Ventures*,

<http://www.hbs.edu/faculty/Pages/item.aspx?num=43482>

・ 城所「テレビ局にとっても不幸な まねきTV事件 最高裁判決」Business Law Journal 2011年4月号（添付）

・ 城所「『まねきTV事件』最高裁判決でクラウドも国内勢全滅の検索エンジンの二の舞か？」

<http://agora-web.jp/archives/1257144.html>

・ 城所「米テレビ局を震撼させた2件の訴訟」（その1）<http://agora-web.jp/archives/1500466.html>

（その2）<http://agora-web.jp/archives/1500974.html>

（その3）<http://agora-web.jp/archives/1501728.html>